

報告第 18 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	環境局	8. 5. 20	円 66,310	令和 7 年 1 月 22 日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、停車していた被害者所有の軽自動車を追い越そうとした際、転回しようとして発進した当該軽自動車に接触し、破損させたもの
2	環境局	8. 7. 6	円 138,050	令和 8 年 3 月 4 日、川崎区で、本市職員がディスプレイ排水処理槽の清掃作業中、本市中型浄化槽車のホースが、被害者所有のディスプレイ排水処理槽の部品を吸引し、破損させたもの
3	環境局	8. 7. 13	円 50,600	令和 8 年 4 月 3 日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の塀に接触し、破損させたもの
4	消防局	8. 5. 13	円 174,240	令和 8 年 1 月 29 日、高津区で、本市救急隊員が、本市救急車から降車しようとしてドアを開けた際、当該ドアが、右後方から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
5	消防局	8. 6. 1	円 26,416	令和 8 年 2 月 20 日、麻生区で、本市救急車が、駐車しようとして後退した際、被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの

6	環境局	8. 5. 22	円 58,850	令和8年3月25日、宮前区で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有の当該マンションの照明器具に接触し、破損させたもの
7	建設緑政局	8. 5. 20	円 23,428	令和7年7月18日、多摩区で、被害者が歩行中、舗装の破損箇所につまずいて転倒し、負傷したもの
8	建設緑政局	8. 5. 25	円 350,000	令和7年11月9日、長尾公園内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する住宅敷地内に駐車していた被害者所有の軽自動車を破損させたもの
9	建設緑政局	8. 5. 25	円 163,464	令和7年11月9日、長尾公園内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する住宅敷地内に駐車していた宮前区在住者所有の軽自動車を破損させた事件について、保険法第25条第1項の規定に基づき損害賠償請求権が行使されたもの
10	建設緑政局	8. 6. 15	円 1,340,517	令和7年9月22日、白山南緑地内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する駐車場に駐車していた*****所有の普通自動車を破損させた事件について、保険法第25条第1項の規定に基づき損害賠償請求権が行使されたもの
11	建設緑政局	8. 7. 7	円 190,300	令和7年8月20日、宮前区で、隣接する道路の街路樹が、当該敷地内まで根を張り、被害者所有の水道のメーターボックスを破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
42	7.3.19	一級河川 平瀬川背 水堤防整 備工事	横浜市西区みなとみらい 3丁目3番3号 鹿島・不動テトラ・西武 共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 天野 裕正 構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也 構成員 西武建設株式会社 代表取締役 佐藤 誠	契約金額 9,303,470,000 円	契約金額 9,383,129,800 円	8.6.24	公共工事 設計労務単 価等の改定 (令和7年 3月)に伴 う特例措置 等により、 契約金額の 変更を行う もの

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請 求 の 要 旨
1	8. 7. 22	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料188,519円、延滞金及び令和8年3月26日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月18,500円の支払を求めるもの
2	8. 7. 22	特定公共賃貸住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡し並びに滞納使用料1,026,087円、延滞金及び令和8年3月19日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月107,100円の支払を求めるもの
3	8. 7. 22	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和7年8月14日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月20,500円の支払を求めるもの